

第3章

計画の基本的な考え方

1. めざす姿

本市では、大分市子ども条例の趣旨及び子ども・子育て支援法の目的を踏まえ、「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」を目指します。

『すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市』

2. 基本理念

子どもは、未来をつくる社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえない存在です。

私たちは、子どもが家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさと大分を愛する心をはぐくみ、いきいき育てほしいと願います。

しかしながら、就労の形態をはじめ、家族の形態が多様化する中、地域における住民同士のつながりが希薄になり、家庭や地域における子育て力が低下している面もあります。さらに、いじめや児童虐待、貧困問題など、子どもを取り巻く環境は、年々変化する中で、より複雑で厳しさを増している状況も見られます。

このような現状を見据え、子どもや子育て家庭を地域や社会全体で支援し、子どものすこやかな育ちを実現するために、以下の3項目を基本理念とします。

- I. 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、子どもにとって最善の利益を目指す。
- II. 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支え合うことで保護者自身が親として成長することを目指す。
- III. 関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整え、継続的に点検・評価し、改善に努める。



3. 基本的な視点

基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」、「地域・社会」のそれぞれにおける視点をもとに施策の展開を図ることとします。

●子どもの視点

子育て支援サービスは、保護者のニーズや大人の視点のみで実施するのではなく、そのサービスにより影響を受ける子ども自身の視点を大切にする必要があります。また、子ども自らの「育つ力」を信じ、子どもの権利や主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望ましいことです。そのため、子どもにとっての利益が最大限尊重されるよう配慮した上で取組を進めます。

●親の育ちを支える視点

父母その他の保護者が、子育てについての責任を果たし、社会から孤立することなく、子育てを通じて喜びや楽しさを味わうことができるよう、地域や社会全体で父母その他の保護者を支えることが大切です。そのため母親・父親向けの教室・講座の開催や、地域で親子や世代を超えて、集い交流する場をつくり、保護者等が、安心して子育てができる環境を整備します。

●すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭や子どもの状況は非常に多岐にわたり、多様なニーズを持っています。広くすべての子どもと家庭への支援を行うに当たり、児童虐待や生活困窮世帯の増加等、子どもの抱える背景が多様化する中、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じるよう関係機関の連携を強めながら、社会的養護体制をより充実するよう整備を進めることとします。

●身近な地域での支援の視点

子どもや子育て家庭にとっては、毎日の暮らしの中で、住まいのある身近な地域において、その育ちや子育てを支えられることが望まれます。そのため、こどもルームや幼稚園、保育所、認定こども園等が地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことにより、身近な地域で子育て支援サービスを受けられるよう体制を整備します。

●社会全体での支援の視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どものすこやかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。そのため、行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、社会全体で子ども・子育てへの支援を推進します。



4. 施策の体系

めざす姿 『すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市』

基本理念

- I. 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、子どもにとって最善の利益を目指す
- II. 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支え合うことで保護者自身が親として成長することを目指す
- III. 関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整え、継続的に点検・評価し、改善に努める

市町村子ども・子育て支援事業計画

- A. 幼児教育・保育の提供
- B. 地域子ども・子育て支援事業
 1. 妊婦健康診査事業
 2. 乳児家庭全戸訪問事業
 3. 利用者支援事業
 4. 一時預かり事業
 5. 延長保育事業
 6. 病児保育事業
 7. 子育て短期支援事業
 8. 子育てファミリー・サポート・センター事業
 9. 放課後児童クラブ事業
 10. 養育支援訪問事業
 11. 地域子育て支援拠点事業
 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- D. 労働者の職業と家庭生活の両立

分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

目標1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実

- ① 妊娠から乳幼児期の相談体制の充実
B-1. 妊婦健康診査事業 B-3. 利用者支援事業
- ② 親育ちのための支援の充実
B-2. 乳児家庭全戸訪問事業 B-3. 利用者支援事業

目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

- ① 乳幼児期の健診・指導体制の充実
- ② 食育の推進
- ③ 小児医療体制の確保

目標3 乳幼児期における教育・保育の提供

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所等の提供体制の確保
A-1. 待機児童の解消
A-2. 認定こども園の普及促進
- ② 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供
A-3. 幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の資質の向上
A-4. 幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の人材確保
A-5. 家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実
A-6. 幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼児小連携の推進
A-7. 幼児教育・保育施設等の指導監督
B-13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ③ 保護者のニーズに応じた保育サービスの提供
B-3. 利用者支援事業 B-4. 一時預かり事業 B-5. 延長保育事業
B-6. 病児保育事業 B-7. 子育て短期支援事業
B-8. 子育てファミリー・サポート・センター事業

分野2 子どもの育ちや自立への支援

目標4 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- ① 確かな学力の定着・向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 心身の健康の保持増進
- ④ 人権・同和教育の推進

目標5 地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」の推進

- ① 地域とともにある学校づくり
- ② 放課後の居場所づくり
B-9. 放課後児童クラブ事業

目標6 安全・安心な学校づくりの推進

- ① いじめ、不登校等への対策の充実
- ② 危機管理体制の確立
- ③ 学校施設の整備・充実

分野3 配慮を要する子どもへの支援

目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

- ① 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ② ひとり親家庭の自立支援
C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ③ 児童虐待の早期発見と対応の強化
B-10. 養育支援訪問事業
C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ④ 相談体制の充実

目標8 子どもの貧困対策の充実

- ① 生活困窮世帯の保護者への支援の充実
- ② 生活困窮世帯の子どもへの支援の充実

分野4 社会全体での支援

目標9 子どもと子育てを支える社会づくり

- ① 地域における子育て支援拠点の充実
B-11. 地域子育て支援拠点事業
- ② 地域住民との連携による子どもや家庭への支援推進
- ③ 子どもが安心して暮らせる地域づくりの推進
- ④ 経済的支援
B-12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

目標10 仕事と子育ての両立支援

- ① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成
D. 労働者の職業と家庭生活の両立
- ② 男性の育児参加の促進
- ③ 若者の自立支援

5つの視点を施策へ反映

子どもの視点

親の育ちを支える視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

身近な地域での支援の視点

社会全体での支援の視点